第三種郵便物認可　明治二十五年三月三十一日

別添62　側方反射器の技術基準

1.～別紙３　（略）

別紙４　色度特性の判定方法

1.～1.2.　（略）

2.　反射器をＣＩＥ（国際照明委員会）公式勧告に規定される標準光Ａによって、観測角20′及び照射角Ｖ＝Ｈ＝０°又は無色の表面反射を生む場合には照射角Ｖ＝±５°、Ｈ＝０°で照らした時、反射光束の三色度座標は別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」2.30.又は協定規則第48号の技術的な要件（同規則第６改訂版補足第８改訂版の規則2.30.に限る。）に規定する橙色又は赤色の色度範囲内でなければならない。

別紙５～別紙11　（略）

別添64　尾灯の技術基準

1.～4.1.2.1.　（略）

4.1.2.2.　いずれの尾灯も、別紙２に規定する最小光度要件及び最大光度要件に適合しなければならない。ただし、２つの光源を有する尾灯であって、そのうちいずれか１つの光源が故障した場合にその旨を運転者席の運転者に表示する作動状態表示装置を備える自動車に取り付けるものにあっては、その基準軸上での光度が最小光度の50％以上となれば、この限りでない。

4.1.2.3.～別紙２　（略）

別添67　後部上側端灯

1.～4.1.2.1.　（略）

4.1.2.2.　いずれの後部上側端灯も、要求されている最小光度要件及び最大光度要件に適合しなければならない。ただし、２つの光源を有する後部上側端灯であって、そのうちいずれか１つの光源が故障した場合にその旨を運転者席の運転者に表示する作動状態表示装置を備える自動車に取り付けるものにあっては、その基準軸上での光度が最小光度の50％以上となれば、この限りでない。

4.1.2.3.～別紙２　（略）

別添68　後部反射器の技術基準

1.～別紙３　（略）

別紙４　色度特性の判定方法

1.～1.2.　（略）

2.　反射器をＣＩＥ（国際照明委員会）公式勧告に規定される標準光Ａによって、観測角20′及び照射角Ｖ＝Ｈ＝０°又は無色の表面反射を生む場合には照射角Ｖ＝±５°、Ｈ＝０°で照らした場合、反射光束の３色度座標は別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」2.30.又は協定規則第48号の技術的な要件（同規則第６改訂版補足第８改訂版の規則2.30.に限る。）に規定する赤色の色度範囲内でなければならない。

別添62　側方反射器の技術基準

1.～別紙３　（略）

別紙４　色度特性の判定方法

1.～1.2.　（略）

2.　反射器をＣＩＥ（国際照明委員会）公式勧告に規定される標準光Ａによって、観測角20′及び照射角Ｖ＝Ｈ＝０°又は無色の表面反射を生む場合には照射角Ｖ＝±５°、Ｈ＝０°で照らした時、反射光束の三色度座標は別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」2.30.又は協定規則第48号の技術的な要件（同規則第６改訂版補足第７改訂版の規則2.30.に限る。）に規定する橙色又は赤色の色度範囲内でなければならない。

別紙５～別紙11　（略）

別添64　尾灯の技術基準

1.～4.1.2.1.　（略）

4.1.2.2.　いずれの尾灯も、別紙２に規定する最小光度要件及び最大光度要件に適合しなければならない。ただし、２つの光源を有する尾灯であって、そのうちいずれか１つの光源が故障した場合にその旨を運転者席の運転者に表示する点灯操作状態・作動状態表示装置を備える自動車に取り付けるものにあっては、その基準軸上での光度が最小光度の50％以上となれば、この限りでない。

4.1.2.3.～別紙２　（略）

別添67　後部上側端灯

1.～4.1.2.1.　（略）

4.1.2.2.　いずれの後部上側端灯も、要求されている最小光度要件及び最大光度要件に適合しなければならない。ただし、２つの光源を有する後部上側端灯であって、そのうちいずれか１つの光源が故障した場合にその旨を運転者席の運転者に表示する点灯操作状態・作動状態表示装置を備える自動車に取り付けるものにあっては、その基準軸上での光度が最小光度の50％以上となれば、この限りでない。

4.1.2.3.～別紙２　（略）

別添68　後部反射器の技術基準

1.～別紙３　（略）

別紙４　色度特性の判定方法

1.～1.2.　（略）

2.　反射器をＣＩＥ（国際照明委員会）公式勧告に規定される標準光Ａによって、観測角20′及び照射角Ｖ＝Ｈ＝０°又は無色の表面反射を生む場合には照射角Ｖ＝±５°、Ｈ＝０°で照らした場合、反射光束の３色度座標は別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」2.30.又は協定規則第48号の技術的な要件（同規則第６改訂版補足第７改訂版の規則2.30.に限る。）に規定する赤色の色度範囲内でなければならない。